

大鷲小学校いじめ防止基本方針

新潟市立大鷲小学校

第I章 いじめ防止のための基本的な考え方

1 適用範囲

いじめの防止のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 児童理解

いじめの防止のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 関係者連携

いじめ防止のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念に則り、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、警察、児童相談所等の他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。

5 保護者の責務

- 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 第一項の規程は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものとして解してはならず、また、第三項の規程は、いじめの防止策に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

第Ⅱ章 いじめ防止のための具体的方策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校として、どのようにいじめ防止の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

策定した学校基本方針は、年度初めに、児童や保護者に対して説明するとともに学校のホームページに掲載し、誰もが常に閲覧できるようにする。

2 いじめの防止

(1) 自律性と社会性を育成する生徒指導

児童一人一人の成長を促す指導に力点を置き、「いじめ不登校初期対応ガイドブック」を自校化することにより、児童の自律性と社会性を育み、人権意識を高めるように努める。

(2) 分かる授業づくり

児童一人一人が、明確な課題意識をもって授業に臨み、協働して問題解決に取り組む授業を組織する。児童の興味・関心を喚起する教材提示、協働して学ぶ学習形態の工夫を行う。また、UDを意識した学習環境、合理的配慮を取り入れた学習指導を積極的に進める。

(3) いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないとことを児童に理解させるとともに、「いじめをしない、させない、許さない」という意識の醸成に努める。

(4) 教職員一人一人が自身の発する言葉や振る舞いによって、いじめが助長されたり、いじめが発生しやすい雰囲気をつくられたりしないよう、人権感覚を磨き、児童が安心して生活できる環境づくりに努める。

(5) いじめを生まない学級風土及び学校風土の構築のために、「いじめ未然防止に向けた教育プログラム」実施し、道徳教育や体験活動を充実させたりしながら、学級内において適切な人間関係を醸成する。

3 いじめの早期発見

(1) 児童に積極的にかかわり、児童の一面的な理解にとどまることなく、多面的な理解に基づき、信頼関係を築くように努める。また、児童の情報収集では、職員一人の対応ではなく、複数での判断、組織での対応を徹底する。その際、市教育委員会からの「いじめ・不登校の初期対応ガイドブック」を基に、迅速に対応する。

(2) いじめの具体的な状況を把握するためのアンケートでは、年度末に行う「児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の「7. いじめの態様」の項目に合わせて、毎月行う。

(3) アンケート調査は、調査を実施した日のうちに、担任、管理職で確認し、状況を適切に把握するとともに、早期に対応すべき事案への取組が遅れないようにする。

(4) インターネットを通じた見えにくいいじめに対しては、児童のインターネット活用

状況を調査し、インターネットによるいじめ防止のための適切な利用について、保護者ととも啓発活動を行い、情報モラルについても指導する。

4 いじめへの対処

- (1) 職員がいじめを認知した場合は、その内容を所定の用紙に記録し、教頭に提出する。その後、速やかに組織で対応する。
- (2) いじめの疑いに関する情報があった場合は、緊急に校内いじめ対応ミーティングを開いて、情報を迅速に共有し、解決に向けた手順と方針を決定し、全職員で共通理解を図る。
- (3) 管理職の指名を受けた教職員が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行い、保護者、地域住民その他から多方面に情報を収集し、整理して全体像を把握する。
- (4) いじめがあったことが確認された場合には、新潟市教育委員会、南区教育支援センター、教育相談センター等の関係機関と連携を密にして、被害が及んでいる児童を守り抜く姿勢を堅持して校長を筆頭に組織「いじめ対策委員会」で対応する。
- (5) いじめられた児童に対しては、最後まで守るという姿勢を示し、安全を確保するとともに、児童の信頼できる人と連携し寄り添い支える体制をつくる。また、当該児童の保護者に対しては、家庭訪問等によりその日のうちに迅速に事実関係を伝え、理解、協力を得ながら解決に取り組み、経過や今後の方針もていねいに説明する。
- (6) いじめた児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。また、当該児童の保護者に対しては、家庭訪問等によりその日のうちに迅速に事実関係を伝え、理解、協力を得ながら解決に取り組み、経過や今後の方針もていねいに説明する。
- (7) いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- (8) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、プロバイダに対して直ちに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- (9) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と相談して対処する。児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (10) 指導後、問題が確かに解決したかを判断するために経過観察を行うことを原則とする。わずかでも心配がある場合は、「一定程度の解消」と捉えて関係の児童への継続的な指導や支援、見守りを続ける。
- (11) いじめの対処に当たっては、収集・整理した情報及びその基となるアンケートや聴き取りメモ、児童への指導・支援の経過や保護者への説明の記録等を保管する。

5 自殺につながる可能性がある場合の対応

- (1) 児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による

長期のケアを行う。

- (2) 自傷行為や「死にたい」などのつぶやきを、児童の発する切実なサインとして受け止め、教育委員会へ一報を入れるとともに、組織で迅速・適切に対応する。
- (3) いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応をていねいに行う。

第三章 いじめ防止のための取組

1 大鷲小いじめ対応ミーティング

- (1) いじめ対応ミーティングで、発生したいじめに対し、校内組織で迅速・適切に対処する。校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、いじめに関係する学級担任、その他事案に関係する職員が必要に応じて加わる。
- (2) いじめの対処に取り組む中核として、日常的に機能させる。いじめが発生した場合には、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行い、いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討を行う。また、機会を捉え情報を全職員で共有し、全校体制で解決に取り組む。

2 大鷲小いじめ対策委員会

- (1) いじめ防止等の課題に対し、学校内外の人材が組織的・実効的に取り組む。拡大いじめ対策委員会の構成メンバーは、PTA正副会長・学校運営協議会会長・青少年育成協議会会長・主任児童民生委員・その他学校長が必要と認める者（外部関係機関・専門家など）
- (2) いじめ対策委員会は、いじめの防止に関して、学校基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正をし、いじめの相談や通報の窓口となる。重大ないじめが発生した場合には、緊急会議を開いて、いじめの情報や児童の問題行動などに係る情報の共有を行い、いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討を行う。

3 中学校区いじめ防止連絡協議会

- (1) 中学校区の学校、保護者、地域の代表等が連携して、中学校区全体のいじめ防止への取組について協議する。構成メンバーは、学校運営協議会、青少年育成協議会、民生委員・児童委員、PTA、SC、教職員の代表がこれにあたる。
- (2) 委員は、連絡協議会に参加し、児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報や対策等の共有を図る。

〈年間の取組計画〉

	具 体 的 方 策
一 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを語る会①（４月） ・ 学校生活アンケート（隔月末） ・ アンケート後の教育相談 ・ 個別懇談会①（６月下旬） ※ 終会時の児童情報交換会
夏 季 休 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権・同和教育研修会（８月） ◆中学校区いじめ防止連絡協議会（８月）
二 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活アンケート（毎月末） ・ アンケート後の教育相談 ・ 個別懇談会②（希望者・１１月下旬） ※ 終会時の児童情報交換会 ※ 新入生情報交換会（幼保小中）

第Ⅳ章 重大事態発生時の対応

1 重大事態の意味と対応

(1) 重大事態とは、児童がいじめを受けたことにより、自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、及び、年間３０日以上学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合である。また、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てが児童や保護者からあったときも、重大事態が発生したものとして扱う。

(2) 重大事態が発生した場合、学校は、重大事態に係る情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに教育委員会に報告する。